平成２１年（フ）第９４９８号
大阪市東淀川区下新庄４丁目７番35号　北公園ハイツ203号
債務者　三宅　孝子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５６５号
大阪市東淀川区淡路５丁目15番８号　シティーハイツ淡路103号
債務者　前山　　健
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７９号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番20―306号
債務者　滝川こと　タキガワチャヤポン
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６３４号
大阪府四條畷市蔀屋本町７番22号
債務者　稲垣　英治
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７９号
大阪市東淀川区豊里７丁目12番９号　ルミエール岡本402号
債務者　崎谷　和夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７０５号
大阪府摂津市庄屋２丁目１番36号
債務者　藤原　昭夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３８号
大阪市東住吉区杭全１丁目14番２―504号
債務者　永吉　健史
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８１５号
大阪府寝屋川市河北西町９番７号
債務者　笠井　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９６６号
大阪市住吉区杉本１丁目９番16―105号
債務者　谷　　琴美（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９３号
大阪府東大阪市足代北２丁目10番17号　クリオコート足代北502号
債務者　渡辺　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９８号
大阪府東大阪市菱屋西１丁目５番21号　マンションロシエ303号
債務者　島田　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５４号
大阪府八尾市東山本新町４丁目６番21号　江尻マンション203号
債務者　武石　邦彦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３７９号
大阪府八尾市竹渕１丁目223番地の４　プランメゾン八尾Ⅱ番館107号
債務者　木村　保広
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７号
大阪府茨木市高田町10番３―408号
債務者　松尾　博史
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８号
大阪市平野区長吉長原１丁目９番６―805号
債務者　岡田　雅史
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４号
大阪府八尾市本町１―６―８―301、住民票上の住所三重県伊賀市希望ヶ丘西５丁目６番５号
債務者　阪下　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１１号
大阪市西区千代崎２丁目17番３号
債務者　山本　智行
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部